

○総務課長 外間 匠君

本臨時会は初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中の年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中、八重瀬町派遣議員の神谷秀明が年長でありますので、臨時議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長 神谷秀明君

ただいま紹介されました神谷秀明でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回南部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長 神谷秀明君

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 選挙第1号

議長の選挙

○臨時議長 神谷秀明君

日程第2. 選挙第1号・議長の選挙を行います。

地方自治法第103条の規定により議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2号の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、臨時議長において指名いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議長に神谷信夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名をいたしました神谷信夫議員を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、指名をしました神谷信夫議員が議長に当選されましたので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力有難うございました。休憩します。

休憩(10時09分)

再開(10時10分)

○議長 神谷信夫君

休憩を解いて会議を開きます。

会議規則第31条2項の規定により当選の告知を承諾し、ご挨拶を申し上げます。

南部水道企業団議長を承諾いたします神谷信夫です。八重瀬町と南風原町の皆さんの安全安心でおいしい水の安定供給を心掛け、皆様に喜んでもらえる南部水道を心掛けたいと思います。

暫時休憩します。

休憩(10時11分)

再開(10時14分)

○議長 神谷信夫君

再開します。

お諮りします。ただいまお手元にお配りした議題を日程に追加したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お手元にお配りした追加日程を議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議席の指定

○議長 神谷信夫君

追加日程第1. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が定めます。

これから議席番号と氏名を読み上げます。1番神谷秀明議員、2番上原勝彦議員、3番西銘多紀子議員、4番照屋仁士議員、5番知念富信議員、6番は議長の議席とします。以上のとおり議席を決定します。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

追加日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、1番神谷秀明議員と2番上原勝彦議員を指名します。

追加日程第3．会期の決定

○議長 神谷信夫君

追加日程第3．会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

追加日程第4．選挙第2号

副議長の選挙

○議長 神谷信夫君

追加日程第4．選挙第2号・副議長の選挙を行います。

地方自治法第103条の規定により、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名推選の方法についてお諮りします。指名推選の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法は、議長が指名することに決定しました。

副議長に南風原町議会選出の知念富信議員を指名推選します。

お諮りします。ただいま副議長に指名推選しました知念富信議員を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、指名しました知念富信議員が副議長に当選されました。

知念富信議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。当選人は、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○議長 神谷信夫君 知念富信議員。

○副議長 知念富信君

どうも皆さん、改めておはようございます。ただいま指名推選で選任されました南風原町議会議員の知念富信でございます。議長を支えながら、この4年間、安心安全な水道水の供給に向けて一生懸命勉強したいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。有難うございました。

追加日程第5. 同意第1号
識見監査委員の選任同意について

○議長 神谷信夫君

追加日程第5. 同意第1号・識見監査委員の選任同意についてを議題といたします。

追加日程第5. 同意第1号・識見監査委員の選任同意については、識見監査委員1名の任期満了に伴う選任同意の議題であります。

企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

同意第1号

識見監査委員の選任同意について

下記の者を南部水道企業団識見監査委員に選任したいので、南部水道企業団規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

氏 名 翁長朝常

生年月日 昭和42年2月25日

住 所 南風原町字津嘉山783番地5

令和4年10月24日提出

南部水道企業団企業長 金城 政光

提案理由としましては、識見監査委員の神谷博之氏が令和4年10月25日をもって任期満了のため提案いたします。

以降に履歴書、身分証明書等を添付してあります。お目通しをお願いします。

○議長 神谷信夫君

これで、説明を終わります。

これから追加日程第5. 同意第1号・識見監査委員の選任同意について質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号・識見監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。同意第1号・識見監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第1号・識見監査委員の選任同意については原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第6. 同意第2号

識見監査委員の選任同意について

○議長 神谷信夫君

追加日程第6. 同意第2号・識見監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により2番上原勝彦議員の退場を求めます。

企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

同意第2号

識見監査委員の選任同意について

下記の者を南部水道企業団識見監査委員に選任したいので、南部水道企業団規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

氏名 上原勝彦

生年月日 昭和32年10月1日

住所 八重瀬町字港川136番地4

令和4年10月24日提出

南部水道企業団企業長 金城 政光

提案理由につきましては、識見監査委員の浦崎みゆき氏が令和4年9月27日をもって任期満了のため提案いたします。

以降に履歴書を添付してありますので、お目通し下さい。

○議長 神谷信夫君

これで、説明を終わります。

これから追加日程第6．同意第2号・識見監査委員の選任同意について質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号・識見監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。同意第2号・識見監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号・識見監査委員の選任同意については原案のとおり同意することに決定いたしました。

2番上原勝彦議員の入場を許します。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回南部水道企業団議会臨時会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号1番）神谷 秀明

署名議員（議席番号2番）上原 勝彦